

議事の経過

開会 午前10時

○佐藤倫与議長 議員各位には、御多用のところ御参集くださいますして深く感謝いたします。

ただいまから、令和7年第3回安芸市議会定例会を開会いたします。開会に当たり市長から挨拶があります。

市長。

○西内直彦市長 本日、議員の皆様の御出席を賜り、令和7年第3回安芸市議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

このたび、9月3日付で市長に就任いたしました西内直彦でございます。民間企業で培った経験を生かし、市政運営に全力を尽くしてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

就任から半月余りがたうとしておりますが、その間にも様々な取組がございました。

今月7日の安芸市総合防災訓練では、地域の皆様が真剣に訓練へ臨まれ、互いに支え合いながら防災力を高めていく姿に敬意を抱くとともに、行政としても公助の責任をしっかりと果たし、市民の安全と安心を守り抜く決意を新たにいたしました。さらに、阪神タイガースが2年ぶり7度目となるセ・リーグ優勝の快挙を成し遂げ、市民の皆様とその喜びを分かち合えたことも、まちの一体感と未来への希望を象徴する出来事であったと受け止めております。

こうした経験は、市民とともに歩む市政のスタートとして、誠に意義深いものでございました。

本定例会は、市長として初めて臨む議会であり、その責任の重さを改めて実感しております。これからも初心を忘れず、市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、一步一步、着実に歩んでまいります。

現在、安芸市は少子高齢化に伴う自然減に加え、若い世代の転出による社会減も深刻化し、全国的な人口減少の波の中で厳しい局面を迎えております。こうした現実を直視しつつ、この流れを変え、子供たちの声が響く活気あるまちを取り戻すためには、安芸市が「選ばれるまち」として発展していくことが不可欠であります。

そのためには、安芸市が誇る豊かな自然や文化、1次産業といった地域資源を最大限に生かし、「まち全体で社会的価値を創出する」ために、行政・民間事業者・市民が協働し、それぞれの力を発揮しながら、地域全体で利益をもたらす仕組みを築いていくことが肝要であると考えております。

行政の責務としては、医療や福祉、災害対策といった市民生活の安心を守る基盤を固めるとともに、産業振興や人材の確保と育成、地域資源の活用など、攻めの施策を果敢に進めることで、市民による起業や新たな事業展開といった挑戦を支える土台を整えてまいります。

私自身、行政の実務経験はございませんが、企業経営の中で養ってきた経営感覚や成果志

向といった視点を、市民福祉の向上や公共の利益へと結びつけることで、攻守のバランスが取れた施策を展開してまいりたいと考えております。そして、「このまちで暮らしたい」と願う人を一人でも多く増やし、安芸市のさらなる発展に全力を注いでまいります。

何とぞ、議会並びに市民の皆様の温かい御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、市政の主要な課題等につきまして、御報告いたします。

はじめに、「保育所の移転統廃合の進捗」についてであります。

保育所の移転統廃合は、6 月議会でも御説明しましたように、本年 4 月の検討委員会の報告を受け、津波浸水想定区域内にある保育所を、市街地から大きく離れない区域外の 1 か所へ集約する方向で検討を進めております。新たな保育所は、「安芸おひさま保育所」と同規模程度が望ましいとされており、その方針に沿って、現在、適地調査を行っているところでございます。

候補地につきましては、保護者アンケートで要望の多かった、現市庁舎から市立安芸中学校までの区間周辺を、まず検討対象として調査を開始しており、今後、建設場所の見通しが立ち次第、保護者をはじめ、地域や議会の皆様に、御理解と御協力が得られますよう、御説明してまいります。

次に、「小学校の移転統廃合の進捗」についてであります。

これまで、小学校については、市内 2 校体制を基本方針としてまいりましたが、現在は 2 校体制か 1 校体制かも含め、各選択肢のメリット・デメリットを整理するため、委託業務により、事業費や工期、津波対策を含む安全性など、様々な要素を総合的に比較検討しているところでございます。

これらの結果を踏まえ、改めて市の考えを整理し、移転統廃合に係る方向性についてお示ししたいと考えております。

次に、「旧市庁舎の跡地活用」についてであります。

跡地活用の進捗につきましては、6 月に基本計画素案に係るパブリックコメントを実施したほか、8 月 19 日には、安芸商工会議所や金融機関、本町商店街振興組合の関係者など、25 名の皆様にお集りいただき、複合交流施設の整備後を見据えた、周辺地域との連携や経済効果などについて、アイデアを出し合うワークショップを開催いたしました。

また、今後につきましては、今月末に基本計画の最終版を策定するほか、本年 12 月には、複合交流施設に関する P F I 事業の進め方や、基本条件を示した実施方針を公表することとしております。

さらに、来年度には事業者の選定に向けて、プロポーザル公募に係る取組を順次進める予定であり、今後におきましても、進捗状況等については、適宜、議会及び市民の皆様へ御報告いたします。

次に、「総合計画の策定」についてであります。

現行の安芸市総合計画の計画期間が今年度で終了することに伴い、令和8年度からの新たな計画の策定を現在進めているところでございます。

本計画は、市政における最上位の計画として位置付けられており、近年の急激な社会情勢や環境の変化を踏まえ、人口減少や地域の担い手不足、教育環境、さらにはデジタル技術の進展への対応など、今後想定されるまちづくりの課題に向き合うための長期的な指針を示すものでございます。

とりわけ、本計画では市民同士のつながりや行政との協働といった地域社会を支える関係性にも焦点を当て、世代や地域を越えて育まれる多様なつながりが、日々の暮らしを支え、安芸市全体が共生の理念に基づいたまちとして、成長していくことについても重きを置いております。

本計画のうち、基本構想部分につきましては、当計画の審議会から答申をいただいた後、12月議会への上程を予定しており、議員の皆様には、事前に議員協議会などを通じて御説明させていただきたいと考えております。

次に、「元気風呂」についてであります。

元気風呂につきましては、6月20日に開催されました議員協議会において御説明いたしましたとおり、老朽化に伴う設備不良・故障が多発していることから、10月1日から施設を休業することにしております。

あわせて、協議会では施設存続の可能性に関する意見もいただいたことから、本施設及び設備の修繕・改修に要する概算費用を算出するための老朽度調査に係る費用を、今期定例会において補正予算を計上しております。議決をいただき次第、速やかに対応するとともに、調査の結果を基に、今後の方針について検討を進めてまいります。

次に、「歴史民俗資料館開館40周年記念講演会」についてであります。

歴史民俗資料館は、昭和60年の開館以来、本市の歴史や民俗などの学術及び文化の発展に寄与してまいりました。

開館から40周年の節目を迎える本年度におきまして、12月11日に安芸市民会館におきまして、記念講演会を開催する予定でございます。

当日は、静岡大学名誉教授で、公益財団法人日本城郭協会理事長の小和田哲男先生の記念講演のほか、国民的人気番組の司会でおなじみの落語家、春風亭昇太さんによる落語、そしてお2人による歴史トークなどを予定しております。是非、多くの市民の皆様にご来場いただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、今期定例会に提案いたしました議案を御説明いたします。

まず、予算案件は、令和7年度安芸市一般会計補正予算が1件であります。

主な内容は、梅雨時期等の大雨に伴う災害復旧費7,140万円並びに災害に関連した維持修繕費3,500万円のほか小学校等各種公共施設の維持修繕費1,500万円余りを計上するなど、総額1億2,985万1,000円を増額するものであります。

次に条例議案は、「安芸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」など4件でございます。

そのほかの議案は、報告案件9件、人事案件3件、契約案件2件、決算案件9件の計28件であります。

各議案につきましては、後刻詳しく御説明申し上げます。

十分な御審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

○佐藤倫与議長 これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に事務局長が諸般の報告をいたします。

事務局長。

○小松俊江事務局長 本日の出欠状況を報告いたします。

定数14人、欠席1人、出席13人であります。

欠席の山下正浩議員は、所用のための欠席の届け出があっております。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がっております。

次に、閉会中の議会活動について報告いたします。

市議会議長会関係につきましては、7月4日に全国市議会議長会地方行政委員会が東京都で、8月7日、高知縣市議会議長会臨時総会が宿毛市で、8月27日から28日まで、全国市議会議長会研修フォーラムが札幌市で開催され、議長が出席いたしました。

次に、委員会関係の主な活動を報告いたします。

8月14日及び9月16日に議会運営委員会を、6月20日、7月25日及び8月22日に議会広報特別委員会を、7月7日に阿佐線・国道整備促進特別委員会をそれぞれ開催いたしました。

また、阿佐線・国道整備促進特別委員会は7月15日、16日及び29日に四国東南部の道路整備に関する要望活動を行いました。

その他の活動といたしまして、7月17日にごめん・なはり線活性化協議会総会及び安芸広域市町村圏事務組合議会定例会が安芸市で開催され、議長が出席いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

○佐藤倫与議長 これより日程に入ります。

日程第1、議席の指定を行います。

先般の補欠選挙で当選されました長野弘昌議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により議長において、議席番号1番に指定いたします。

それでは、めでたく当選されました長野弘昌議員を紹介いたします。長野弘昌議員の御挨拶をお願いいたします。

○長野弘昌議員 先ほど議長より御紹介いただきました長野弘昌です。返り咲きというこ

とで、コロナ禍では横山市政とともに議員の皆様方と市民生活を守るために日々活動してまいりました。

今回、西内市政とともに皆さんと力を合わせて安芸市を将来見据えたまちにしていきたいと思っております。引き続きよろしくお願いします。

○佐藤倫与議長 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において藤田伸也議員及び徳久研二議員を指名いたします。

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元に配付してあります会期日程案のとおり、本日から10月3日までの16日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は、会期日程案のとおり、本日から10月3日までの16日間と決定いたしました。

日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第8条第1項の規定により、欠員となっております産業厚生委員会委員に長野弘昌議員を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、長野弘昌議員を産業厚生委員会委員に選任することに決しました。

日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

徳 広 洋 子 議員

宇 田 卓 志 議員

小 松 進 也 議員

藤 田 伸 也 議員

小 松 進 議員

徳 久 研 二 議員

千光士 伊勢男 議員 以上7人を指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を議会運営委員会委員に選任することに決しました。

つきましては、この際、議会運営委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行いたいと

思います。本日の委員会は、委員会条例第10条第1項の規定により議長が招集することになっておりますので、ただいまから議会運営委員会を第1委員会室に招集いたします。

なお、本日の委員会は、委員会条例第10条第2項の規定により、年長の委員が委員長職務を行うことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前11時9分

○佐藤倫与議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長、副委員長が決定しましたので御報告いたします。

議会運営委員会委員長 宇田卓志 議員

同 副委員長 藤田伸也 議員

以上のとおりであります。

日程第6、報告第14号「専決処分の報告について」から報告第20号「専決処分の報告について」までの7件を一括議題といたします。

ただいま議題となっておりますこれら7件について報告を求めます。

市長。

○西内直彦市長 報告第14号から報告第20号までの「専決処分の報告について」につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項につきまして、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

まず、報告第14号につきましては、芸西村の住民が、安芸市立保育所を利用することに関する協議について決定したもので、専決処分日は、令和7年7月31日でございます。

協議内容は、芸西村が認定した教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は芸西村が決定した上で、本市が保護者から徴収するものとし、協定の期間は令和7年9月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、本市の住民の待機児童が出ていない間のみの利用とする。

また、協定期間満了前に本市、芸西村のいずれかが解約の通知をしないときは、期間満了の翌日から引き続き1年間効力を有し、以後満了のときも同様とするとのものでございます。相手方は芸西村でございます。

理由といたしましては、本件世帯は芸西村に居住。父母ともに本市で就労し、祖父母が安芸市に居住しております。このため、父母の就労先に近く、祖父母の送迎援助が可能な安芸おひさま保育所への入所を希望しているためでございます。

次に、報告第15号につきましては、令和7年4月14日に、市道川北中央線において発生しました物損事故に伴う和解を定めたもので、専決処分日は令和7年6月27日でございます。相手方は議案書に記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。